理事長・副理事長・海老根・小林様各位

今野アドバイザー様　cc佐藤様
お世話になります。

マニュアル作成につきましては、ご指導やアドバイスをいただきありがとうございました。おかげさまで、和泉中央南ハイツ防災委員会の「マニュアル案」ができましたので、前回ご欠席された防災委員会におきまして、横浜市住宅政策課に「マニュアル案」を打診することになりました。

当日、今野様から、修正案が送られてきたとのことで、当方にその修正を組み込んだ最終版が1月24日にメール送られてきました。しかし、当方は先週、右眼の白内障手術を受け、昨日左目の手術を受けましたので、しばらく事務作業から離れていまして、まだ市に「マニュアル案」を送れていません。

市には、「マニュアル案」とともに、今後申請に対するいくつかお聞きしたいことがありますので、それをまとめています。今週中には、「マニュアル案」と質問書を当方から送るつもりでおります。

横浜市から「マニュアル案」につきましてご指摘・ご質問などが出ましたら今野様に連絡させていただきます。

次回２月８日の防災委員会は、「マニュアル」以外の事項や計画修繕等の別議案につきまして審議・検討予定ですので、アドバイザー様には特にご出席は求めないことになりました。あしからずご了承下さい。

前回は、ご欠席といえども、「マニュアル案」すべてにお目通しいただきましたうえに、ご指摘・ご修正を賜りましたので、ご出席いただきました以上のお時間を割いていただいたことと恐縮しております。できましたら、３回目・４回目もご出席いただいたことにことにしていただければ、防災委員会としてもありがたいと思いますので、ご検討下さい。市への派遣等の手続き等で協力できることがありましたらお申し付けください。今後ともよろしくお願いいたします。

和泉中央南ハイツ　管理組合顧問　木畠 義法

佐藤会長様

何度も、ご連絡いただき申し訳ありませんでした。眼の２回の手術もありましたが、スマホに買い替えたばかりで、留守電設定などをしていないなど、不慣れで失礼いたしました。お許し願います。

木畠 義法

佐藤会長様
お世話になります。
住宅政策課に「マニュアル案」とともに申請要旨を伝えたいので、次の課題にご回答願います。
（1）前回の防災会議で、当方から本認定申請書に添える書類(別表１)
「自主防災組織が結成されたことを称する結成総会等の書類」の存在につきまして、問い合わせしましたところ佐藤様から「規約集に記載されている。」旨のご回答がありましたが、平成２４年改訂版 協定・細則集にも令和５年の協定・細則集を見てみましたが見出せません。
総会で自主防災組織を決議したことがありましたら、その議事録なり、規約集等に記載されているページをお知らせください。
(2)防災倉庫の写真(外観と内部　A4に4枚くらい貼り付け)
既存の防災倉庫の面積(間口×奥行、高さ：寸法㎝)
(3)防災資機材の写真：一覧表はマニュアルから転写します。
(4)地域共用の防災倉庫の面積と写真
(外観と内部　A4に4枚くらい貼り付け)
以上の書類が当方に届きましたら、当方で事前に用意した書類と編集し、「マニュアル案」とともに住宅政策課に本申請内容の打診としてメール送信します。
お忙しい中恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

木畠 義法

● アドバイザーより

木幡義法　様

メールを拝見しました。
目を患っておられたとのこと、大変不自由なこと、お察し申し上げます。

ところで今後２回の委員会ですが、防災力向上の認定のためには、マニュアルも重要ですが、ソフト面プラスを考慮するとまだまだ検討する余地あると思いますが、大丈夫でしょうか？　８日は予定していました。私はかねてからマニュアルが概成した段階でシミュレーションをしてはどうかと思っていました。
地震発生から対策本部を立ち上げ、災害初動の各班の業務の流れを時間軸に動的に検討してみるというものです。所要時間は約１時間です。マニュアルを作成してもどう使うかを知らなければ、意義が喪失します。ご検討ください。

実は１月２７日（月）１１：００によこはま防災力向上マンションの認定授与式がありまして、今回マンション１０件の認定がありましたが、そのうち４件は私がアドバイスをしたこともあって横浜市から案内を受けました。それぞれのマンション防災関係者は、ご苦労されやっとの末出来上がって認定を受けたマンションばかりです。その喜びもひとしおのようで私もその場で感謝されました。

いつか近い内に長期間にわたる皆様のご努力が報いられ認定されることを祈念しています。ただ認定は、防災対策の途中の目標であり、防災への努力は継続されなければなりません。今後とも宜しくお願いいたします。御用の折はご連絡ください、

横浜市マンション防災アドバイザー　今野茂雄

木畠顧問様

自主防災組織について

自主防災組織は自治会で結成されたもので、PDFで資料を添付いたしました。

　自治会総会の平成16年の議案書から載せてあります。当初は、本部長は自治会長。

副本部長は管理組合の常駐管理人がなっておりました。

平成30年頃から、本部長を自治会長とし、副本部長を理事長となっております。
これらの裏付けとして、管理組合規約集の防火管理細則、第9条の③には、消防訓練は

管理組合理事会が主催して実施する。

④には理事会の決定により、自治会の自主防災委員会と協定を結び、自治会防災訓練と

共同して行うことが出来るものとする。
そのほかの資料につきましては、斎藤副理事長と協議して、進めて行きます。